

# 市税はこう変りました

**負担の均衡をはかる**

## 安くなる固定資産税

ひときの国会で地方税法の一部が改正されました。これに伴って天王寺十八日開会の臨時市会で市税条例の改正案が上程、可決されました。

市民税も固定資産税などの市税がどのように変わったか、主な改正点を拾つてみましょう。

### 市民税

新設の府民税に市民税の一部を移譲する

までは海外引揚者、留守家族、失業者、学生、水上生活者など少額所得者についても軽減措置を適用する課税標準をそれぞれ三万円引上げて軽減をはかる。

所得税または法人税で欠損の繰戻控除を受けた場合(所得控除を受けた法人税の還付をうけた場合)市税では、その欠損額を繰り越したものとして、欠損額に対する課税標準を新しく非課税とする。

横濱税局による港務局、國家公務員共済組合、私立學校教職員組合等を新しく非課税とする。

固定資産税

税率を今までの百分の一・六から百分の一・四に引きげる。

(今年度だけは百分の一・五)

二・五を百分の七・五に

法人税割き

法人総額の百分の十

不景氣、未成年者、六十五才以上の老人、未亡人は、前年の所得三万円以下(今まで三万円以下)の方々を非課税としている。

法人均等割

一千四百円に据置

個人均等割

七百円を六百円に

個人均等割

前年所得税

額の百分の十九を百分の十三に

法人均等割

一千四百円に据置

個人均等割

七百円を六百円に

個人均等割

前年所得税